

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成17年2月10日(2005.2.10)

【公表番号】特表2000-513300(P2000-513300A)

【公表日】平成12年10月10日(2000.10.10)

【出願番号】特願平10-503932

【国際特許分類第7版】

B 6 4 F 1/22

// B 6 0 P 3/11

【F I】

B 6 4 F 1/22

B 6 0 P 3/11

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月26日(2004.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】



自発手続補正書

平成16年4月26日



特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第503932号  
(PCT/GB97/01833)



2. 補正をする者

住 所 イギリス国 DN7 4HN ドンカスター  
ハットフィールド ハーペンデン ドライブ 99  
氏 名 ハンコック、アンソニー  
(名 称)

3. 代 理 人

住 所 岐阜市大宮町2丁目12番地の1  
TEL 058-265-1810 (代表)  
ファックス専用 058-266-1339  
氏 名 6875 弁理士 恩田 博宣

4. 補正対象書類名

請求の範囲



5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲の記載を別紙の通り補正する。

方 式 審 判 部



## 「請求の範囲」

1. 横方向に一定の間隔をおいて互いにほぼ平行に配置される2本の支持そりを有するそり支持型ヘリコプタのための輸送クレードルにおいて、

輸送車輪によって支持される主フレームと、

横方向に一定の間隔をおいて互いにほぼ平行に延び、前記主フレームの一部を形成する2本の長尺状支持部であって、該支持部はそりによって地面に支持されたヘリコプタに対して所定の位置にクレードルが配置された後にヘリコプタのそりのそれぞれに対して係合し、これを持ち上げることと、前記主フレームは図に示されるようにほぼU字形であり、支持部の互いに対向する端部を連結する連結部材を有することと、

前記ヘリコプタのそりの間隔に合わせて前記支持部の間隔を調整するための手段と、

前記各支持部に設けられるとともに、スキッドを把持するように移動可能なクランプ要素を有するクランプ手段と、

前記支持部に取り付けられる回転支持要素であって、該回転支持要素は、接地時には、前記支持部が横方向へ移動することを可能にすることと  
を含むクレードル。

2. 前記輸送車輪は接地位置と引き上げ位置との間にて動くことが可能であり、引き上げ位置においては前記支持部の横方向の位置を調整して、支持部を対応するそりに対して近接した位置に動かすことが可能であることを特徴とする請求項1に記載のクレードル。

3. 前記回転支持要素は、前記輸送車輪が下げられている場合には地面から離間し、前記輸送車輪が上げられている場合には接地することを特徴とする請求項1に記載のクレードル。

4. 前記下げることが可能な輸送車輪は前記支持部の、前記連結部材を有す

る端部とは反対側の端部に取り付けられることを特徴とする請求項1に記載のクレードル。

5. 前記連結部材は該連結部材を地面から見て特定の高さにおいて支持する輸送車輪機構を有し、前記輸送車輪を調整することによって行われる前記長尺状支持部の高さの調整に合わせて、該輸送車輪機構に対して連結部材の高さは調整可能であることを特徴とする請求項1または4に記載のクレードル。

6. 前記支持部の間隔を調整するための前記手段は、前記連結部材に組み込まれた伸縮機構を含むことを特徴とする請求項1、4、5のいずれか1項に記載のクレードル。

7. 前記連結部材の前記輸送車輪機構はトロリー車を駆動する動力モジュールを含むことを特徴とする請求項5または6に記載のクレードル。

8. 前記連結部材の前記輸送車輪機構は電池により駆動する機構であることを特長とする請求項7に記載のクレードル。

9. 前記トロリー車が操舵可能であることにより、前記クレードルの操作の全体は該トロリー車を介して制御することが可能であることを特徴とする請求項7または8に記載のクレードル。」